

世界自然保護会議手続き規定（仮訳）

(Rules of Procedure of the World Conservation Congress)

第1章 法的立場.....	2
第2章 自然保護会議の構造	2
IUCN 業務に関する場(Sitting)	2
自然保護に関する場.....	2
その他関連事項に関する会議.....	2
第3章 参加者(delegates)及びオブザーバー.....	2
参加者(delegates).....	2
オブザーバー	2
参加者の数.....	3
証明書.....	3
第4章 世界自然保護会議に関する委員会.....	3
運営委員会.....	3
決議委員会.....	3
資格審査委員会.....	3
第5章 世界自然保護会議の事務局.....	4
第6章 討論(Debates)	4
秩序と規律.....	4
会議への参加.....	4
発言権.....	5
発議 (Motion) のプロセス.....	6
第7章 議題と発議.....	6
議題(Agenda).....	6
発議の修正.....	8
投票カード.....	8
発議に関する投票方法.....	9
第9章 選挙.....	10
選挙管理員の選出.....	10
選挙における指名と投票方法.....	10
第10章 言語と手続き.....	11
公式言語.....	11
公式報告.....	11
公式文書.....	12
第11章 手続き規定の改正.....	12

第1章 法的立場

1、これらの手続き規定は、IUCN 規定(Statutes)ならびに規則(regulations)とともに、世界自然保護会議 (World Conservation Congress、以下、自然保護会議) の運営・管理を定める。

第2章 自然保護会議の構造

IUCN業務に関する場(Sitting)

2、自然保護会議は、IUCN の最高の決定機関であり、規定に従い、その業務や施策を取り決める。

自然保護に関する場

3、自然保護会議は、自然保護の課題と IUCN の目標を実行するための手法を議論するものとし、情報・経験の共有を促進し、IUCN 会員間の将来目標(views)の調和をおこなう。自然保護や自然資源の保全に関する主要な課題に関する会議は広く公開することが出来る。

その他関連事項に関する会議

4、理事会は、自然保護会議の各セッションと並行して、ワークショップや技術会合、その他の会合を開くことができる。

第3章 参加者(delegates)及びオブザーバー

参加者(delegates)

5、IUCN 会員は自然保護会議に、3名まで参加者を送ることができる。投票権を持つ会員から複数名参加する場合には、代表参加者(Head of Delegation)を指名しなければならない。

6、代表参加者が自然保護会議に参加できない場合には、代表参加者もしくは会員団体の正式な委任のもと、他の参加者が代表参加者の代わりに務めることが出来る。会員が政府会員である場合には、当該政府の手続きに従う。

7、いかなる IUCN 事務局員も、自然保護会議に、参加者あるいはオブザーバーとして指名されてはいけない。

オブザーバー

8、IUCN と正式な協力関係を有する非会員政府及び組織は、理事会の招待のもと、自然保護会議にオブザーバーとして参加することができる。

9、委員会メンバー、名誉会員、資金提供者は、自然保護会議にオブザーバーとして参加することが出来る。

10、IUCN 内に正式に設立されたワーキンググループのメンバーや同様の協力関係にある個

人は、事務総長の招待のもとオブザーバーとして参加できる。

参加者の数

11、手続き規定5条にかかわらず、いかなる会員およびいかなるオブザーバー組織も、自然保護会議に3名以上の参加者を参加させるには、事務総長の優先的承認が必要とされる。

証明書

12、代表者を明示する証明書は、各会員、オブザーバー組織から提出されるものとする。当該証明書は、会員及びオブザーバー組織の必要な権限を有する事務責任者の署名を必要とする。各事務組織は代表者の職務内容を設定することができる。当該証明書の様式は事務総長もしくは提出を求める各部局が提示するものとする。自然保護会議が開催される前に事務総長宛に返送され、正式なシールの貼付もしくは正式な文書としての扱いを受ける。

第4章 世界自然保護会議に関する委員会

13、自然保護会議は、運営委員会、決議委員会、資格審査委員会、財政・監査委員会、その他各種委員会をその業務運営の必要に応じて設立し、その役割を定めなければならない。

14、各委員会は自身の業務を規定し、会議への報告者を指名しなければならない。

運営委員会

15、理事会によって指名される準備委員会で、会長、副会長、事務総長とともに自然保護会議の準備を行う委員会を運営委員会とし、自然保護会議業務の進行に関して一般的な義務を負う。

16、会長、副会長、その他理事会メンバーは、運営委員会を統括しなければならない。

17、自然保護会議の組織に関する全ての議題は運営委員会で諮られなければならない。

18、運営委員会は、自然保護会議中に必要に応じて開くものとし、会合への参加が必要なものを招待する。

決議委員会

19、自然保護会議は決議委員会を選出する。

20、決議委員会は、理事会によって指名された決議ワーキンググループのメンバーと兼務するものも含む。

資格審査委員会

21、自然保護会議は、事務総長もしくは事務総長の代表をするものを含め会長が指名するも

ので構成される資格審査委員会を選出する。資格審査委員会は、証明書を検査し、自然保護会議に報告する。報告には、規定に従い、各会員参加者が行使する投票権の総数を含めるものとする。

第5章 世界自然保護会議の事務局

22、事務総長は自然保護会議の事務局長とする。

23、事務局は、求めに応じて事務的または他の支援を世界自然保護会議に提供する。事務局は、会議の公式文書の準備、受付け、翻訳、回覧ならびに連絡調整に責任を持つ。

第6章 討論(Debates)

秩序と規律

24、会長、副会長、理事会メンバーは自然保護会議で開かれる会合の議長とする。

25、議長の責務は以下のとおり

- (A) 会議を開き、中断し、閉会すること
- (B) 各会議の閉会后、次の会議の日程、時間、議題を通知すること
- (C) 自然保護会議の議論をガイドすること
- (D) 秩序を維持し、発言者を求め、干渉を制限し、議論を密なものとし、投票のための疑問を受付け、投票結果について通知すること
- (E) 詳細に関する取り決めがなされなければ、理事会の提案を自然保護会議に提出すること

26、議長は、議事進行を妨げる参加者もしくは手続き規定に違反をした参加者に注意を求める。

27、恒常的な妨害・手続き規定の違反があった場合は、議長は、違反者を自然保護会議の以後の会議から除外することができる。自然保護会議は、この提案に関する決定を即時に、かつ、議論なく、行うことができる。

会議への参加

28、世界自然保護会議のIUCN総会への参加は、参加者、オブザーバー、特定目的のために招待されたもの、理事会関係者、専門委員会運営委員、事務総長、事務局スタッフに限られる。参加人数は、運営委員会の提案により定められる。

29、IUCN総会以外の自然保護会議への参加は、自然保護会議で特段定められたものの他は、全ての参加者、オブザーバー、理事会関係者、事務局スタッフ、専門委員会関係者、事務総長

の承認を得た特別招待者・代表に開かれたものとする。

30、自然保護会議に付随しておこなわれる自然保護問題に関するワークショップや技術会合など特定会合への参加は、承認費用も含め理事会で特定した期間、公開することができる。

発言権

31、議長は、発言を求める参加者すべてを尊重し、可能な限りその求めに応じ、多様な視点からの意見を聞くものとする。

32、参加者は議長の要求のあったときに限り発言が許される。

33、事務総長は、議論の際に持ちあがった質問に関して、議長の許可があればいかなる時でも、自然保護会議に対して、口頭あるいは文章による声明を行うことができる。

34、発議の議論において、議長は、適当である限り、発議の賛同者・反対者交互に発言を求めるものとする。

35、議長は、発言者に発言時間を通告し、それに従って発言を制止することができる。

36、発言者は、一定の場合(a point of order)を除き、発言を妨害されてはならない。しかし、発言者は、参加者・オブザーバーによる発言内容の解説要求がなされ、議長の許可を得た場合は、発言途中でもこれに応じなければならない。

37、発言者が不適切な行為をおこなった場合、議長は発言者に秩序を守るよう求めることができる。継続的に適切さを欠いた場合は、議長は、発言者に以後発言を禁止することが出来る。当該発言者は、発言禁止処置に対し運営委員会に書面で意見表明をすることができる。発言の権利を侵害された参加者も同様に意見表明することができる。運営委員会は次回会合の開始時に自然保護会議に出された意見表明について報告し、自然保護会議は、議長が行った決定を破棄しない限り、その問題に対して投票をおこなう。

38、個人としての声明や説明、答弁権の行使をする参加者は、議長の指示に従わなければならない。

39、以下の場合における参加者の発言時間は、5分以内とする

(a)投票に関する説明

(b)手続き上の質問

(c)個人的な声明や説明

40、事務総長は、参加者、関係者、理事会関係者、専門委員会委員長代理、理事会承認を得

たオブザーバーに発言権を承認するカードを発行する

発議 (Motion) のプロセス

4 1、参加者は、以下の目的のために優先的に発言する権利を有する。

- (a) 秩序の維持、もしくは、手続き規定の乱用について議長に注意を呼びかけるため
- (b) 討論の延期を申し込むため
- (c) 干渉目的の討論の中止を提案するため
- (d) 閉会の提案をするため

4 2、上記の問題は、一時中断されている検討事項に関する質問や議論を越えて優先的に取り扱われる。

4 3、延期や討論の中止、会議の参加に関する発議の議論においては、提案者、反対者、関係委員会委員長もしくは報告者からの聞き取りが行われ、その後、会員によって決定が行われる。

4 4、議長運営に対する権利を持つ団体のアピールは運営委員会に対して行われる。議長は、運営委員会の決定を確認もしくは変更する自然保護会議に公表する。

第 7 章 議題と発議

議題 (Agenda)

4 5、事務総長は、理事会と協議し、規約に従って、事前に回覧された議題案と確定した議題骨子を準備し、状況の許す限り自然保護会議の各セッションで討論されるようにしなければならない。議題案及び理事会もしくは事務局から提出された文書、自然保護会議の承認が必要な関連事項は、自然保護会議が始まる少なくとも 115 日以前に IUCN 会員に回覧されなければならない。議題案は世界自然保護会議の最初に提出され、採択されなければならない。

4 6、理事会に対する全てのアピールは、議題とされなければならない。

4 7、一度採択されたら、課題の追加及び変更は、運営委員会のみ世界自然保護会議に提出することができる。

発議 (Motion)

4 8、手続き規定の目的にのっとり、発議とは、自然保護会議で採り上げる全ての決定の骨子をさす。発議は、決議や勧告。意見表明、提案となる。決議とは IUCN 自身に向けたものであり、勧告とは第 3 者に向けたものであって、IUCN の目的に対して重要な問題を取り扱っている組織に向けたものである。

4 9、発議は理事会、もしくは、共同提案者 2 団体を伴った投票権を有する会員によって提案

される。発議は、通常、事務総長に対し、自然保護会議が始まる少なくとも 90 日前に提出される。事務局は、受理した(accept)全ての発議を自然保護会議の始まる 60 日前に会員に回覧しなければならない。

5 0、いずれかの公式言語で書かれた最大 500 文字の「説明のための覚書」を、発議本文の添付として提出し、回覧させることができるが、この覚書は発議の一部とはみなされず、投票されない。

5 1、プログラム骨子もしくは委員会の改正案の決定は、全ての発議、および、これらの文章に影響を与える発議の一部を考慮し、そのような全ての発議はプログラムや指令の修正案として扱われなければならない。そのような全ての発議は、決議ワーキンググループか決議委員会によって、自然保護会議の専門委員会のプログラムや指令を考慮するセッションに送られる。これらの発議の提案者はこの活動について助言を受けなければならない。

5 2、世界自然保護会議中の発議の提出は、その発議の主題が、最新で、緊急で、予測することができず、自然保護会議で議論されたものであり、自然保護会議の議題に関する問題に対応するものである場合のみ、理事会もしくは共同提案者 5 名を伴った投票権を有する会員が行える。

- (a) 「新しい」とは決議や勧告の主題であって、世界自然保護会議の開催 90 日前に生じた主題であること
- (b) 「緊急」とは、世界自然保護会議の直後に生じる問題か世界自然保護会議の決議や勧告の影響力が期待されるものであること
- (c) 「予想できなかった」とは、それ自身新しいものではないが、自然保護会議の前の 90 日の間に発展したテーマで、自然保護会議による行動が求められるもの
- (d) 「世界自然保護会議で議論されたもの」とは、会員会合・自然保護会合、テクニカルミーティング、専門委員会会合、ワーキンググループ会合、合同会合など自然保護会議の公式スケジュール内で議論された事柄であること
- (e) 「議題に関する問題に対応する」とは、先のパラグラフで言及した会議において議論される問題で、決議や勧告が提出された時点で議論されていない事柄であること

5 3、上記基準に該当する発議の提出は、運営委員会が定めた締切りまでに行われなければならない。その締切り後に受理された発議は、会長の同意と承認のみが求められる。

5 4、発議は、IUCN の目標と一致するものである場合にのみ受理される。発議は、仮に根本的な課題が解決していない、もしくは、いっそうの活動が求められる場合にのみ、これまでの自然保護会議の決定を繰り返すことができる。

5 5、運営委員会は、決議ワーキンググループや決議委員会による発議案の除外や改正に対して、提案者や共同提案者からのアピールを決定する。議長は運営委員会の決定を公表し、自然

保護会議はその決定を確認し変更することができる。

56、決議委員会は、発議に関する委員会、もしくは、参加者によるコンタクトグループに対して、その評価や助言、自然保護会議で直接議論され、投票されるであろう決定について言及することができる。議長は、自然保護会議での議論にもとづいて発議を検討するようコンタクトグループに提案することができる。コンタクトグループからの報告は、自然保護会議に対して説明を行う決議委員会によってまず熟慮される。自然保護会議での議論は、この過程の結果として作成された文書にもとづいて行われる。

57、発議案について議論が行われた後、投票は、文章全体について行われる。自然保護会議の決定があれば、投票が行われる前に文章についての説明が行われる。

発議の修正

58、参加者は、いかなる発議にも修正を提案することができる。

59、改正案は、変更を求める文章に直接関係するものでなければならない。議論の途中で提案されたもの以外は、改正案に対しては文章作成者が署名を行い、議論が行われる前までに提出され、配布されなければならない。通常、全ての改正案は決議委員会に送られる。決議委員会、もしくは、特別な場合議論の中で提案された改正案については議長が、改正案が適切かどうか決定する。

60、改正案の議論については、関係する本文より優先して行い、本文の前に投票を行う。

61、発議の同一箇所に対して複数の改正案が出された場合、より論点の離れた改正案からはじめに投票が行われる。一度改正案が採択された場合は同一箇所に対する他の矛盾する改正案は否決されたものとみなす。改正案が採択されなかった場合は、次に優先度の高い改正案について投票を行う。以下、同様の手続きを残りの改正案について行うものとする。優先度について疑義がある場合は、議長がルールを定める。

62、決議委員会、あるいは、改正案が議論の中で提出されたような特別の場合には議長は議論すべき改正案やそれに伴う投票を提案することができる。決議委員会または議長は、提案された改正案とともに本文をコンタクトグループに協議するよう提案することができる。

第8章 投票の方法

投票カード

63、投票カードは、自然保護会議の開催回数が見分けられるよう印を付けたものとし、事務局は、資格審査委員会の報告に従って、それを参加者に配布する。

64、会員カテゴリーAに与えられる投票カードの色は白とし、会員カテゴリーBの投票カードの色は緑とする。

65、白、緑それぞれ投票権は1票とする。カードは、規定が定める投票権の数に従って配布される。

発議に関する投票方法

66、一団体につき資格の認められた代表者1名のみが、団体に代わって、投票および発言を行うことができる。当該参加者による事前の書面による許可説明がない限り、いかなる会員参加者も、他の会員参加者のカード使用または発言権を行使することができない。

67、(簡易投票の場合)投票は、通常、参加者が投票カードを高く掲げることで行われる。投票結果は議長によって通知される。

参考：バンコク総会にて施行規則(regulation)の40の後に「電子投票」についての改正案が提起されます。

施行規則 40bis

通常、投票は、世界自然保護会議手続き規定 67 条に従い、参加者が投票カードを掲げることでおこなわれるが、各会員の投票カードを機械に差し込むことによって電子的に投票する方法を取ることができる。賛成/反対/棄権の投票数はコンピューターによって数え上げられ、議長は、規定の 34 条・35 条の要求にもとづき、政府会員の投票と NGO 会員の投票を別々にした投票結果の発表を全ての会員参加者が見えるようなスクリーンの上に投影することで通知することができる。電子投票の使用を選択しない会員は、投票を棄権することを宣言しなければならない。選挙管理員は、電子投票システムの正確さについて監視し、保障しなければならない。

68、議長が必要と考えた場合、もしくは、参加者からの要求があった場合には、再投票を行うことができる。(正式な投票の場合)投票カードはそれぞれのカテゴリーごと別々に、2名以上の計算係によって数えられる。

69、投票権を有する会員 10 団体以上からの要求があった場合には、投票の点呼を行うことができる。点呼は、無作為に選び出した国の会員リストの初めから、会員カテゴリーごとに行われる。投票については「Yes(賛成)」「No(反対)」「Abstain(棄権する)」で表明する。棄権票については投票の計算には入らない。

70、投票権を有する会員 10 団体の要求で無記名投票を行うことができる。この場合、事務局は、無記名投票用紙に A または B という文字のみ記載したうえで、投票カード数に応じて配布する。無記名投票は、「Yes」「No」「Abstain」の投票でおこなわれる。無記名投票用紙は、一回の投票に対して1回使用できる。さらに、無記名投票が行われる場合には、投票を確かな

ものとするために、投票用紙に投票に応じた投票番号をつけなければならない。

7 1、議長は、投票の計算係の指名、投票数の計算、結果の通知に対して責任を有する。

7 2、事務総長は、その投票について説明を行った会員からの書面による声明を記録し、保持し、進行記録にこれらの声明を反映させ、または、自然保護会議の決議や勧告に反映させなければならない。

7 3、議長は、自らが投票権を有する会員参加者である場合には、投票を行うことができる。投票が賛否同数である場合には、議長は、投票を行うことはできず、発議は、否決されたものとみなす。

第9章 選挙

選挙管理員の選出

7 4、規定に従い、理事会によって指名された選挙管理員は、自然保護会議における選挙、および、投票数の計算を監督する責任を持つ。

選挙における指名と投票方法

7 5、世界自然保護会議前に、会員カテゴリーA またはカテゴリーB の会員によって指名された候補者は、理事会から会員に伝えられる。

7 6、選挙の前に、事務局は会員に候補者に面会するよう手配し、候補者についての情報を受け取らなければならない。

7 7、ひとたび自然保護会議の前に候補者リストが作成されたのちは、候補者の書面による意思表示によってのみ立候補を撤回することができる。

7 8、会長、会計、専門委員会委員長の選挙は以下に従い、別々に行われる。

(a) 会長および会計の選出は（賛成の）喝采によって行われる。

(b) 投票が要求された場合、1つの役職に対して候補者が1名であった場合、候補者がそれぞれのカテゴリーで過半数の支持を得られなかった場合、役職は自然保護会議において補充される、もしくは、（自然保護会議の閉会によって選出がおこなわれなかった場合には、新たな理事会で補充される。

(c) 1つの役職に複数の候補者がいる場合には、自然保護会議手続き規定8 1に従って投票が行われる。

7 9、会長、会計、専門委員会長の各役職への候補者がすべて単独である場合、選挙が撤回されるかまたは候補資格なしとなる。理事会は臨時の会合を設け、IUCN 会員の意見を考慮し、

自然保護会議に対して新たな候補者を提案しなければならない。

80、地域理事の候補者数が各地域の理事の定数と同数かまたは少ない場合は、各候補者はそれぞれ投票が行われる。候補者が各会員カテゴリーで過半数を得られなかった場合、地域理事の役職は新しい理事会によって補充される。

81、会長、会計、地域理事、専門委員会委員長の役職に対して複数名の候補者がいる場合は以下のようにする。

(a)無記名投票用紙に、無作為に選んだアルファベットの文字の順に候補者の名前を書く。

(b)会長、会計、専門委員会委員長の役職に対し、複数の候補者から1名選出する場合には、投票は候補者の名前に対して、好ましい順の逆に数字を1からふっていくことでおこなう。最も好ましくないという候補者には1番が与えられる。

(c)地域理事を4名かそれ以上の候補者から3名選出する場合には、投票は、候補者3人までを選び、その中で好ましい順の逆に数字を1からふっていく。投票者が3人のうち最も好ましくないと思う候補者には1番が与えられる。1つの国から複数候補者が選出された場合には、得票数のより多い候補者が選出される。

(d)棄権については候補者名に0をつけることで示す。

(e)規定81の(b)または(c)にしたがっていない無記名投票用紙は、無効とする。

(f)各候補者に対してつけられた(投票数の価値によって偏りを持たせてある)数は、集計され、カテゴリーA・カテゴリーBそれぞれ別に、投票数の順に順位付けがおこなわれる。その後、カテゴリーAとカテゴリーBの順位をあわせた順位が作成される。

(g)順位を合わせた結果、同順位に複数の候補者がランク付けされた場合には、以下のように計算される。カテゴリーAにおいてなされた各投票者への投票数をカテゴリーBにおいてなされた投票数で掛け、その数字をカテゴリーAの全ての投票数で割る。このように調整したカテゴリーAの投票総数をカテゴリーBの投票総数に加え、複合投票の順に従い候補者を順位付ける。

(h)最も高いランクの候補者が選出される。

(i)投票数を含めた選出結果は、自然保護会議中に得られるようにする。

第10章 言語と手続き

公式言語

82、いずれかの公式言語でおこなわれた発言は他の言語に通訳される。仮に発言者が、非公式言語での発表を希望する場合には、発言者は準備に責任を持ち、公式言語への通訳の費用を負担する。発言者はまた、発言者の自国の言語に通訳する許可をもらうこともできる。

83、全ての公式文書は、いずれかの公式言語で提示され、他の言語にも翻訳される。

公式報告

84、世界自然保護会議の各会議で採択された発議は決議として記録され、公式言語の文書は

全ての参加者およびオブザーバーに可能な限り速やかに配布される。

8 5、自然保護会議ののちは、IUCN の言語政策に従って、決議を含めた議事録を公式言語で出版する。事務局長は、全てのIUCN 会員および会議参加者に配布する。議事録は自然保護会議の手続きと議論を考慮し、特に、自然保護会議がいかに発議を処理し、それに対する改正をおこなったかを示し、投票結果を提示する。

公式文書

8 6、自然保護会議の公式文書は以下のものが含まれる

(a)会議の議題

(b)提案された発議および改正案

(c)会長、会計、監事、理事、運営委員会、専門委員会、事務局長、自然保護会議各種委員会からの報告や文書

(d) 会員やオブザーバーにかわって提出された覚書。自然保護会議の組織に関連する事項については運営委員会の承認を受け、その他、全ての事項については理事会の承認を受けたもの。

(e)自然保護会議の決定

8 7、各公式文書は、番号をつけなければいけない。

第 11 章 手続き規定の改正

8 8、これら手続き規定は IUCN 規定に従って改定される。